

徳島県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
山本歯科クリニック	七 小松島市中郷町字桜馬場八	医療法人山本歯科 クリニック	平成三十一年 三月三十一日
オリーブ薬局阿南店	九 阿南市日開野町谷田五二一	株式会社ジャパン ウッド	同